## ~生活保護に関してお困りの方へ~

日本弁護士連合会・各弁護士会による

## 生活保證

生活に困っている方々の相談をお受けし、 生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、 全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
  - ・申請書がもらえない。
  - ・次の理由により申請が受け付けられない。 住所不定(ホームレス)、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、 持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、 別の制度(生活困窮者自立支援制度)が利用できる
  - ・役所(福祉事務所)から次のように言われた。 「保護費を返してください| 「辞退届を書いてください|
  - ・保護費を"天引き"されている。
  - ・保護費が下がって、生活していけない。
- 相談料はかかりません。大阪弁護士会ではフリーダイヤルで実施しますので、電話代も かかりません(各弁護士会の実施状況については弁護士会にお問い合わせください。)。

相談料



0120-158-794

2023年12月6日(水)

 $1.0:0.0\sim2.0:0$ 

※大阪弁護士会における実施時間です。各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は各弁護士会に お問い合わせください (実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。)。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。